

規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十七号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表第一号調査審議事項の欄中3を削り、4を3とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。